

予納切手一覧・予め納付することを要する連絡用の郵便切手(主な手続別)

佐賀家庭裁判所

郵便切手は、裁判所から郵便で連絡をする際に、実際に封筒に貼付して使用するもので、本表に記載している額は、各手続に必要なと思われる目安です。郵便を出す際に、封筒に貼付可能な組み合わせをお願いします。		連絡用の郵便切手									
		合計	内訳(単位:円分 組数)								
		500	100	84	50	20	10	5	2	1	
別表第一審判	成年後見制度に関する審判										
	※別途【後見等事件】予納印紙・予納切手一覧のとおり										
	行方不明に関する審判										
	不在者財産管理人選任	4,538	2	27	6	5		5	2		24
	不在者の財産管理人の権限外行為許可	84			1						定型25gまでの場合
	失踪宣告	3,910	2	11	20		4	4	2		
	親子に関する審判										
	未成年後見人選任										
	※別途【後見等事件】予納印紙・予納切手一覧のとおり										
	未成年後見監督人選任										
	※別途【後見等事件】予納印紙・予納切手一覧のとおり										
	子の氏の変更許可	84			1						
	養子縁組許可	890			10			5			
	死後継続許可	1,540	2	1	5			2	0		
	特別養子適格の確認(第一段階)	4,614	6	7	10			4	6	2	
	特別養子縁組の成立(第二段階)	3,509	4	6	10			4	5	2	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)	524			6			2			子が15歳以上の場合、84円×2枚
	相続に関する審判										
	相続の放棄の申述	252			3						
	相続の限定承認の申述	252			3						
	相続の承認又は放棄の期間の伸長	84			1						
	相続財産清算人の選任	2,100	2	1	10		5	5	1		5
	特別縁故者に対する相続財産分与	2,606	4	2	4			5	4		
	遺言書の検認										当事者数×84円
	遺言執行者の選任	524			6			2			
	遺留分放棄の許可	524			6			2			
	遺留分の算定に係る合意の許可										相続人数×(84円×2.10円×1), 1,194円×(相続人数-1), 84円×1
	保護者選任に関する審判(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)										
	保護者選任	262			3			1			
	保護者の順位の変更及び選任	504			6						
保護者改任	504			6							
扶養義務の設定(保護者選任のための)	420			5							
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判											
子の氏の変更許可	84			1							
氏の変更許可	1,540	2	1	5			2	0			
名の変更許可	1,540	2	1	5			2				
戸籍訂正許可	1,580	2	1	5			5	2			
性別の取扱いの変更	1,540	2	1	5			2	0			
合計	500	100	84	50	20	10	5	2	1		
別表第二審判	子どもに関する事件										
	親権者変更審判(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2,000	2	1	10			5	2		
	年金分割										
	請求すべき按分割合に関する処分(審判)	3,110	4	2	10			5	4		
	夫婦関係や男女関係に関する調停	932			8		5	5		5	
	夫婦関係調整調停(離婚・円満)										
	内縁関係調整調停										
	婚姻費用の分担請求調停・審判										
	親族関係に関する事件										
	離婚調停										
	扶養請求調停・審判										
	子どもに関する事件										
	親権者変更調停・審判(親権者死亡・行方不明を除く)										
	養育費請求調停・審判										
	面会交流調停・審判										
	子の監護者の指定調停・審判										子の監護者指定と引渡し併合申立の場合は、重複して予納することを要しない
	子の引渡し調停・審判										
	年金分割										
	請求すべき按分割合に関する処分(調停)										
	その他一般調停										
離婚後の紛争調整調停											
親族関係調整調停											
慰謝料請求調停											
遺留分侵害額の請求(遺留分減殺を含む)調停											
遺産に関する紛争調整調停											
相続等に関する事件											
遺産分割調停・審判	680			1	5		5	5		5	
寄与分を定める処分調停・審判										遺産分割と寄与分同時申立の場合は、重複して予納することを要しない	
登記承継者の指定調停・審判											
合意に相当する審判	2,900	4	3	5		5	5	4	5		
協議離婚無効確認調停											
親子関係不存在確認調停											
嫡出否認調停											
認知調停											
保全											
審判前の保全処分											
審判前の保全処分	2,955	4	3	5		5	10	7			
合計	500	100	84	50	20	10	5	2	1		
訴訟	人事訴訟										
	離婚訴訟	5,930	8	9	5	5	10	11	4	15	1名増すごとの数及び額は下欄
その他	強制執行手続等	2,810	4	4	2	2	4	5	0	6	1名増すごとの数及び額
	間接強制	3,250	4	2	10		6	5	4	5	10
執行文付与(郵送による申請の場合)	564	1			1		1	0	2		
合計	500	100	84	50	20	10	5	2	1		

※ 佐賀管内の各支部・出張所も、内訳はこの表によります。他県は、内訳はこの表と異なりしますので、お問い合わせください。
 ※ 上記に記載した以外にも、審判移行時・調停成立時等には、郵便切手の追加納付をお願いすることがあります。